

平成 28 年 12 月 9 日

電力システム改革貫徹のための政策小委員会
財務会計ワーキンググループ 御中

委員 永田高士

本日は業務の都合で財務会計ワーキンググループを欠席いたしますので、書面をもって意見を述べさせていただきます。

1、資料 3 自由化の下での原子力事故の賠償への備えに関する負担の在り方について

電力自由化が進展する環境下において、「原子力事業開始時から確保しておくべきであり、発電時に受益していた全ての需要家が負担すべきであった費用」について、広く需要家に負担を求めると整理に異論はない。また、その回収方法として、供給区域ごとに負担額が異なることを踏まえると、託送料金の仕組みを利用することで良いのではないかと。次に、いわゆる過去分の総額について、原子力事業者の一般負担金は、原子力損害の賠償に関する法律に基づく政府補償では対応できないような巨額の賠償に万全を期すため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づいて納付するものという一般負担金の性格は今回の議論を経ても不変であるという理解を踏まれば、現在の一般負担金の算出方法を参考に決定することに違和感はない。

2、資料 4 自由化の下での福島第一原発の廃炉の資金管理・確保の方法について

1F 廃炉に必要な資金について、その確保・管理を適切に行う方法として、積立金制度を用い第三者機関が資金管理を行うこと、送配電事業を行う東電パワーグリッド（PG）において、経営合理化によって生み出す資金を充当することについて異論はなく、検討事項となっていた「値下げ機会の確保」「東電 PG の過大な負担の回避」についても一定の整理ができたものと評価している。また、繰り返しになるが、送配電事業の安定供給に支障をきたすことがないように留意することが必要である。

最後に、廃炉会計制度の適用において、福島第一原子力発電所については、5・6号機を含めて、通常の原子炉とは異なる取り扱いとすることで異論はない。

3、資料 5 自由化の下での廃炉に関する会計制度について

廃炉に関する会計制度については、これまで本ワーキングにおいて議論してきた内容を取纏めたものであると認識しており、本資料に記載された在り方で特段の異論はない。なお、事務局が第 4 回ワーキングにおいて整理された「電力小売自由化の下での費用負担の在り方について」にあるとおり、規制料金の性質として制度的に認められた費用以外を料金原価に算入することが認められていなかったことを踏まえると、欧米において検討がなされたストランデッドコストに類するものが今後明らかとなることも否定できない。したがって、制度変更等により事後的に費用が増大する場合には、その費用の発生経緯や性質等を踏まえて、どのように対応すべきか検討が必要になる可能性があることを申し添える。

以上